

## 6月議会が閉会

### なすまどか議員が補正予算等について討論 再開発への税金投入より 被災者に寄り添った復興支援を！ 被災者への貸し付けは無利子に！

熊本地震により負傷または家財への被害、住家の被害を受けた方への貸し付けを行う災害援護貸付資金。5月末現在、500件以上、約9億円の貸し付けが行われています。

しかし、年利が3%と高く（上限350万円を借りた場合、年間の利子が10万円強）、利用しやすい制度とは言えません。

討論では、東日本大震災と同様に、保証人がいない場合は1.5%、保証人がいる場合は無利子とするなど、被災者の立場に立った制度への見直しを求めました。

### 再開発を進める民間企業には 無利子で66億円の貸し付け

交通センター一帯の再開発を進めている民間企業には、市が利子分を負担し、66億円の無利子貸し付けが行われています。

桜町再開発を手掛ける企業には無利子の貸し付けを行い、被災者には年3%の利子で貸し付けを行うということは、許されません。



## 6月議会の主な議案等への会派の賛否状況

賛成○ 反対× 欠席-

	共産	自民	市民	公明	未来	創生	市政	教育	自由	善進	創世	和
2017年度一般会計補正予算	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
国民健康保険の繰上充用(※1)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
慎重な憲法論議を求める意見書	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	-
「共謀罪」の廃止を求める意見書	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	-

(※1) 国民健康保険の繰上充用とは、国保会計において、昨年度収支不足が発生し、今年度の収入を、昨年度の不足分に充てるというものです。44億円を充てることとなります。討論では、保険料引き上げによって、政令指定都市で最も重い保険料となった一方で、一般会計からの繰り入れ額を大幅に減らし国保収支を悪化させた問題点を指摘しました。



### 【控え室から】 宅地被害―補修の資力のない人への支援を

やまべひろし



北区のAさん。この4月、自宅の境界に立つ隣家の擁壁に、幅10センチもの亀裂が数本走っているのを発見しました。業者を手配しようとしたが、数カ月待ち。やむなく自費で生コンを購入、3メートル以上ある擁壁に這い上がり、一人で亀裂を埋める応急処置をしました。その後、国の滑動崩落防止事業（自己負担なし）に申し込みましたが、要件に合わず却下。残るは、県の基金による補修の補助を受けることとなりますが、費用の3分の1の自己負担があります。土地の所有者に問い合わせると「高齢で資力もなく、とても対応できない」との返事。困ったAさんが市に相談したところ「土地の所有者でなくても、『管理者』としてAさんが、県に申請することができると言われました。しかし、これでは費用はAさんの負担になります。

「自分の土地でもないのに……。しかし、このままでは擁壁崩落の二次災害のおそれがある。どうすればいいの」とAさん。長年住みなれた自宅から、転居することも考えているといいます。

宅地被害について、自己負担のない国の支援を受けられるのは、市の推計でも全体の4分の1程度です。二次災害を防ぐ意味でも、危険な宅地の補修には、個人負担を最大限軽減する取り組みが必要です。

## 日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団  
上野みえこ なすまどか やまべひろし  
熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 1053  
2017年7月2日号  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
ホームページ：共産党 熊本市議団

# 中央公民館に「指定管理者制度」は導入しないで

## 中央公民館の建替え(白川公園複合施設整備)に、「指定管理者制度導入」と「駐車場・駐輪場の有料化」を検討

熊本地震で被災した中央公民館と中央老人福祉センターが、白川公園内に「白川公園内複合施設」として建替えられようとしています。  
6月議会に、その本体工事費の一部が補正予算として5億8190万円、提案されました。(総事業費は、2018年度分含め約13億4000万円)  
ところが、施設の建て替えに合わせて、管理運営に「指定管理者制度」を導入することと、現在無料の駐車場・駐輪場使用料の有料化が検討されています。  
予算決算委員会締めくくり質疑で、上野議員は、指定管理者制度導入と駐車場・駐輪場有料化の中止を求めました。

### 国も、「公民館への指定管理者制度導入には弊害あり」

5年の指定管理期間では

事業が中断、専門性が高まらない

公募の指定管理では、指定期間が最長でも5年。住民の学習権を保障する教育事業が常に中断する可能性を持ち、職員は研修を積んでも、専門性は高まりません。

非正規雇用の増大にも

専門職でも将来的な継続雇用の見通しがなく、多くが非正規です。

自治体が社会教育に責任を負えない

公の責任を放棄したアウトソーシングを続けていくと、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するという社会教育の目的に、自治体が責任を負うことができず、指定管理者という民間事業者の監督業務にとどまることが懸念されます。

### 利用促進のためにも、駐車場・駐輪場は無料で！

公民館は、法で営利事業をしないと定められ、文部科学省告示で事業への参加促進に努めることが規定されています。その公民館が、施設使用料に加え、駐車場使用料まで徴収することは、公民館の趣旨に反し、

利用促進にも逆行します。

利用者以外の駐車規制は、工夫すれば様々なやり方でできます。市内中心部・利便性のよいウエルパル・アイパルの駐車場のよう、施設利用者は無料にすべきです。

### 公民館のあり方は、「対象区域」住民の意見聞くべき

文部科学省告示では、公民館には対象区域を定めることになっています。中央公民館の対象区域は、壺川・碩台・城東・黒髪の4小学校区です。しかし、アンケート等は利用者と管轄校区内の自治会長に限られており、

広く対象区域内住民の声が聞かれていません。

校区内全住民を視野に入れ、今後の公民館事業のあるべき姿、そのために管理運営上必要なことなど、十分な意見聴取を行うべきです。

### 千葉市の公民館は、市民の利用が「完全無料」

人口96万人の政令市・千葉市の公民館事業は、ほぼ中学校区に1館設置され、熊本市の約2倍の設置数です。多彩な事業が展開されており、条例による無料規定があり、市民は会議室・ホール・調理室等、すべての施設を無料で使用することができます。  
すべての住民に利用しやすく無料で開放し、身近な地域に設置されている公民館事業に学ぶべきです。



2008年5月、衆議院文部科学委員会「社会教育法等の一部を改正する法律案」の付帯決議  
「政府及び関係者は、本法の施行にあたり、次の事項について特段の配慮をすべきである。一、国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に对应していくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害等についても十分に配慮し、検討すること。」